判決 平成13年9月20日 神戸地方裁判所 平成13年(わ)第749号 覚せい剤取締法違反

主

被告人を懲役10月に処する。 未決勾留日数中30日をその刑に算入する。 この裁判確定の日から2年間その刑の執行を猶予する。 理由

(罪となるべき事実)

被告人は、Xと共謀の上、法定の除外事由がないのに、平成13年6月19日ころ、神戸市a区b町cd番地所在の「ホテルA」315号室において、フェニルメチルアミノプロパンの塩類を含有する覚せい剤結晶粉末約0.03グラムを加熱して気化させた気体を上記×から口移しで吸引させてもらい、もって、覚せい剤を使用したものである。

(証拠の標目) 一括弧内の数字は証拠等関係カード記載の検察官請求証拠番号 (省略)

(補足説明)

(法令の適用)

未決勾留 刑法21条(30日算入)

執行猶予 刑法25条1項(2年間刑の執行猶予)

訴訟費用 刑事訴訟法181条1項ただし書(負担させない。)

(量刑の理由)

本件は、「補足説明」欄記載の経過で、共犯者が覚せい剤を気化させて口に含み、被告人に口移して吸引させたという、共犯者との共謀による覚せい剤取締法違反の事案であるところ、被告人の刑事責任は軽視できないが、その使用に至る経過に徴すると、被告人に覚せい剤使用に対する積極的態度は弱く、覚せい剤に対する親和性はほとんど認められないことのほか、反省の情など、被告人のために酌むべき事情を十分に考慮し、主文のとおり量定した上、その刑の執行を猶予することとした次第である。

よって、主文のとおり判決する。

平成13年9月20日

神戸地方裁判所第11刑事係甲

裁判官

杉森研二